【2022.7.15 理事会承認】

エステート大通管理組合における
エアコン設置条件に関する誓約書

管理規約第１８条（禁止事項及び使用細則）の規定に基づき、本マンションの使用及び管理に関して、快適に暮らすために区分所有者等が遵守すべき事項として、主として次の条件とします。

１．建物の構造上重要な壁等に配管用の穴を開ける場合、管理組合の承認を得なければならない。

２．壁等に穴を開けるには、業者等専門家による壁の調査などが必要であり、その際の費用は設置者が負担します。

３．工事等の結果、将来にわたり建物の構造上重要な問題が起こった場合は、設置者の責任で原状復帰を含め対処します。

私は、本マンション＿＿＿＿＿＿号室(居住者名＿＿＿＿＿＿＿＿)の使用にあたり、管理規約、使用細則及び総会･理事会決議事項を誠実に遵守し、並びに本マンションで快適に生活し良好な住環境の確保に努めることを誓約します。

年　　月　　日

エステート大通管理組合理事長　様

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿号室

区分所有者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞